

リビング新聞等広告掲載業務仕様書

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が実施する「リビング新聞等広告掲載業務」（以下「広告業務」という。）を行うにあたって、必要事項を定めたものである。

2 広告媒体

- (1) リビング新聞 2 版（共通版）（福島県）
 - ア 発行元 株式会社福島リビング新聞社
 - イ 発行日 令和 6 年 3 月 15 日（金）
 - ウ 掲載枠 ディスプレイ記事下広告 全 5 段 カラー
 - エ 入稿締切 令和 6 年 3 月 7 日（木） 正午
- (2) リビング小学生新聞「てとて」12号（福島県）
 - ア 発行元 株式会社福島リビング新聞社
 - イ 発行日 令和 6 年 3 月 1 日（金）
 - ウ 掲載枠 ディスプレイ記事下広告 ①全 4 段（1 面） カラー
 - エ 入稿締切 令和 6 年 2 月 8 日（木） 正午
- (3) 河北ウィークリーせんだい（宮城県）
 - ア 発行元 株式会社河北新報社
 - イ 発行日 令和 6 年 3 月 14 日（木）
 - ウ 掲載枠 表 1 全 4 段 カラー
 - エ 入稿締切 令和 6 年 3 月 8 日（金） 正午
- (4) やまがたコミュニティ新聞（山形県）
 - ア 発行元 株式会社山形コミュニティ新聞社
 - イ 発行日 令和 6 年 3 月 8 日（金）
 - ウ 掲載枠 中面全 4 段 カラー
 - エ 入稿締切 令和 6 年 3 月 1 日（金）
- (5) a s s h リニューアル直前特別号（新潟県）
 - ア 発行元 株式会社新潟新報社
 - イ 発行日 令和 6 年 3 月 3 日（日）
 - ウ 掲載枠 純広告 中面全 4 段 カラー
 - エ 入稿締切 令和 6 年 2 月 22 日（木）
- (6) A s p o p l u s（栃木県）
 - ア 発行元 株式会社下野新聞社
 - イ 発行日 令和 6 年 2 月 28 日（水）
 - ウ 掲載枠 記事下広告 1 面全 3 段 カラー
 - エ 入稿締切 令和 6 年 2 月 26 日（月）
- (7) ぷらっと・ぷらざ（茨城県）
 - ア 発行元 株式会社メディアクロス水戸
 - イ 発行日 令和 6 年 2 月 26 日（月）
 - ウ 掲載枠 表 2 対向 1 ページ カラー
 - エ 入稿締切 令和 6 年 2 月 15 日（木）

3 広告業務内容

- (1) 広告作成業務
 - ア コミュタン福島への誘客に効果的な記事及び写真を入れた入稿データの作成を行う。
 - イ コミュタン福島の写真については、原則甲が提供するが、予算の範囲内で受注者（以下「乙」という。）が撮影する場合は、甲と協議のうえ選定する。
 - ウ 入稿データ案を甲に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 広告掲載業務

ア 甲の承認を受けた入稿データを、各広告掲載媒体の発行元（以下「発行元」という。）に提出し、掲載に必要な審査を受けるものとする。

イ 発行元の審査で入稿データに修正の指示があった場合は、甲と協議のうえ修正し、発行元の指示する期限までに入稿する。

(3) 成果品の提出

ア 乙は、業務が完了した場合、成果品として掲載誌各1部を甲に提出する。

4 業務実施体制等

(1) 本事業の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

(2) 本業務のスケジュール管理を適切に行うこと。

(3) 入稿データの作成に当たっては、甲による複数回の内容確認、修正指示の機会を設け、甲と随時打合せを重ね、無理のないスケジュールで進めることができるよう努めること。

5 著作権

(1) 事業の実施に伴う著作権の権利は、原則、甲側に帰属するものとする。

(2) 印刷物等に使用されるに素材等について、他社の著作権その他権利が及ぶものを使用する際は、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた時は、双方協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。